

**「転換社債型新株予約権付社債市場の活性化に向けた上場制度の見直しについて」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について**

当取引所では、転換社債型新株予約権付社債市場の活性化に向けた上場制度の見直しについて、その要綱を本年9月21日に公表し、10月1日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、4件（個人2件、証券会社2件）のコメントが寄せられました。本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> この見直しによって、C Bの発行が国内に回帰することは大変喜ばしいことであり、現状の国内とユーロにおける市場の歪みが解消され、国内投資家に平等な投資機会が提供されることは非常に好ましいことである。今後も規制緩和をはじめとする更なる市場の発展を推し進めて頂きたい。 	<p>投資者保護及び国内C B市場の活性化に資するよう、今後も投資者及び発行者のニーズを踏まえ適切な市場運営に努めていきたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 今回の改正は、グローバルな市場間競争や国内投資家への投資機会提供の観点から必要なものであり、今後国内におけるC B発行の増加とそれに伴う市場構造の是正が期待できるのは事実である。しかし、既に国内C B市場の規模は大きく縮小しており、改正の効果が現れ相応の市場規模に発展するには一定の時間を要することも考えられる。そこで、国内C B市場の規模拡大と同等の効果を早急にもたらす施策として、既発行ユーロ円C Bを国内において売買できる制度の構築を提案する。 	<p>国内投資家のC Bへの投資ニーズが強く、既発行ユーロ円C Bについても簡便に投資できるような市場の存在が望ましいのはご指摘のとおりと考えます。一方、既にユーロにおいて資金を調達した発行者が当該C Bを改めて国内に上場する等の方法により投資者間の売買を可能とする制度の構築を望んでいるかどうかは確認できていません。</p> <p>また、発行地が海外のC Bであっても、国内発行の場合と同等の投資者保護が可能かどうか、加えて、決済等のインフラが安定的に機能するかどうか、更に、証券会社等のバックオフィスなどの対応は可能かどうかなどを総合的に検討していきたいと考えております。</p>

<p>・ 社債額面について、200万円から500万円を認めた場合、500万円額面以外の発行がなくなり、個人投資家の投資が困難となるため反対である。個人投資家の視点に立つのであれば、むしろ10万円額面を上限とするなどの対応を図るべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、200万円以上の高額面券種の上場を認めた場合、従来の100万円以下の額面による発行が減少する可能性はあります。</p> <p>一方、現行制度の下においては、CBを利用した国内企業の資金調達における国内市場の利用率が5%程度にまで落ち込んでおり、それに伴って個人投資家のCBへの注目度も大きく低下しているものと考えられます。更に、この状況が継続した場合、上場銘柄の消滅までもが予見されています。</p> <p>こうした点を踏まえると、まず、より多くの発行会社が国内発行・上場のメリットを享受できる制度構築を目指すことが国内CB市場全体の魅力向上につながり、結果として国内発行・上場が増加すれば、個人投資家を含む多数の投資者の保有を前提としたCB発行を目指す国内企業も増加する可能性があるため、個人投資家にとっても投資機会が拡充するものと考えます。</p>
---	---

以上